

参考

不動産売買契約特約条項例

(特約条項)

第 条 前条までの条項の内容が特約条項の内容と抵触する規定がある場合には、特約条項の内容が優先するものとする。

特約条項

(所有権の移転先及び移転時期)

1 買主は、売買代金全額の支払いまでに本件不動産の所有権の移転先となる者（買主を含む。）を指定するものとし、売主は、本件不動産の所有権を買主の指定する者に対し、買主の指定及び売買代金全額の支払いを条件として直接移転するものとする。

(所有権留保)

2 本件不動産の所有権は、前条の条件成就までは、売主に留保されることを確認する。

(受益の意思表示の受領及び受領委託)

3 買主は、売買代金全額の支払いまでに、所有権の移転先に指定した者から、売主に対してする「本件不動産の所有権の移転を受ける旨の意思表示」をさせるものとし、上記受益の意思表示の受領権限を買主に与えるものとする。

(買主の移転債務の履行引受け)

4 売主または買主が前条の受益の意思表示を受けたときは、売主は、買主がその者に対して負う所有権の移転債務を履行するために、その者に対し本件不動産の所有権を直接移転するものとする。